

| | | | |
|-------|--|---------------------|------------------|
| 産品名 | 砂糖により調製した果実 | HS番号 | 第20.06項 (HS2002) |
| 協定名 | 日タイ協定 | 特惠符号 (原産地証明書の記載) | WO (完全生産品) |
| 品目別規則 | 第20.06項の産品への他の類の材料からの変更 (第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。) | | |
| 概要 | 材料を確認したところ、非原産材料である第8類の果実を使用していることが判明。当該第8類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから、品目別規則を満たさない。また、当該果実の産品に占める価額割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できない。したがって、日タイ協定上のタイ原産品と認められない。 | | |

